

令和8年度 第1回四條畷市子ども・子育て会議 議事要録

日 時	令和8年7月28日（火） 午後2時から
場 所	四條畷市役所本館3階 委員会室

（出席者） 小寺委員長・柏原副委員長・河原委員・森田委員・市林委員・高橋委員
三宅委員・中山委員・小林委員・井上委員・福井委員・山田委員

1. 開会
事務局：

定刻になりましたので、只今から令和8年度第1回四條畷市子ども・子育て会議を始めさせていただきます。

皆様方にはお忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。

わたくし、本日司会を務めさせていただきますこども政策課の東でございます。よろしくお願いいたします。

本日、傍聴者は1名となっております。本日の会議を公開してよろしいでしょうか。

次に会議の成立について、本日は子ども・子育て会議委員12名中全員が出席されており、四條畷市子ども・子育て会議規則第3条第2項の規定により、過半数の出席がありますので、本会議の成立を報告いたします。

初めに、事前に送付しました配布資料の確認をさせていただきます。

〈資料確認〉

また、ご発言にあたって、議事録作成のため、音声拾いやすいよう、マイクでお名前とともにご発言くださいますようお願いいたします。

議事に入ります前に、ご報告申し上げます。

資料1をご覧ください。本会議の委員名簿でございます。

本年度は保護者の第2号委員が退任されたことに伴い、新たに森田委員にご就任いただいております。よろしくお願いいたします。

新任の委員様もおられますので、委員の皆様にご紹介をお願いしてもよろしいでしょうか。小寺委員長より順に、時計回りでお願いいたします。

〈自己紹介〉

ありがとうございました。続きまして、事務局側の出席者についてご紹介させていただきます。

また庁内関係者で組織する子ども・子育て実務者会議の委員も出席しておりますので、あわせて自己紹介させていただきます。

〈自己紹介〉

それでは、これ以降の議事につきましては、規則第3条第1項の規定

により、委員長が議長となっておりますので、小寺委員長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

小寺委員長

それでは、早速議事に入りたいと思います。

案件1「四條畷市こども計画の策定方針について」、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：

昨年度3月に開催した子ども・子育て会議においてお示ししましたとおり、今年度は四條畷市こども計画を策定予定です。策定にあたり、策定方針を作成しましたのでご報告いたします。

それでは、資料2をご覧ください。

はじめに、計画策定の背景・趣旨ですが、令和5年4月1日に、こども家庭庁が設立され、同日にこども基本法が施行されました。こども基本法第10条において、市町村は国のこども大綱・都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」の作成に努めることとされています。

こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱及び子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、子ども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めたものです。

こども大綱にのっとり、子どもの権利が守られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現をめざし、本市の子ども施策を総合的かつ計画的に推進するため、こども大綱や大阪府の子ども計画を踏まえ、子ども施策に関する事項を一体的に定めるものとして、四條畷市こども計画を策定することを目的とします。

次に、計画の位置づけについて説明いたします。

本計画は、こども基本法第10条に基づく市町村こども計画です。

また、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に基づく市町村計画、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく市町村ひとり親家庭等自立促進計画、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく市町村子ども・若者計画に位置付けます。

計画の策定にあたっては、こども大綱や大阪府の子ども計画を勘案し、市の最上位計画である四條畷市総合計画や上位計画の四條畷市地域福祉計画及び四條畷市教育振興基本計画、その他の関連する個別計画との整合を図ります。

また、子どもの権利条約の趣旨に基づき、すべての子どもがその人権を侵害されることなく、その子らしく幸せに生きられる社会をめざし、子どもの最善の利益尊重を謳った四條畷市子ども基本条例の理念や考えを踏まえるものとしします。

計画期間は、令和9年度から11年度までの3年間とします。これは、現行の子ども・子育て支援事業計画や、子ども・若者育成支援行動計画の計画期間が令和11年度までであるため、整合を図っております。

次に、策定の視点についてです。

計画策定にあたり、大きく4つの視点をもって進めてまいります。

1点めはこども大綱を勘案した計画であることです。こども大綱がめざす「こどもまんなか社会」の実現をめざし、大綱で示されている、子ども施策を推進するための「基本的な方針」「重要事項」「必要な事項」を勘案した計画とします。

「基本的な方針」「重要事項」「必要な事項」の主な内容は記載のとおりです。

次に策定の視点2点めは子ども・若者の視点を尊重した計画であることです。「こどもまんなか社会」をめざし、子ども・若者の視点や意見を尊重し、反映した計画とします。

3点めは四條畷市の現状に即した計画であることです。子どもを取り巻く現状の把握を通じて課題と方向性を整理し、国や大阪府の動向を踏まえ、本市の現状に即した実効性のある施策の展開を図る計画とします。

最後が子ども・若者にわかりやすい計画であることです。子ども・若者にわかりやすい形で情報発信を行うため、通常の計画のほか、概要版及び子ども向け概要版を作成します。

計画の策定体制としましては、

(1) 現状分析、既存計画・資料の整理です。就学前児童の保護者、就学児童の保護者を対象としたニーズ調査（令和5年12月）の結果、小学第5学年・中学第2学年の全児童・生徒及びその保護者を対象とした子どもの生活に関する実態調査（令和5年7月）の結果、ひとり親家庭等を対象とした第5次四條畷市ひとり親家庭等自立促進計画策定に係るアンケート調査（令和5年8月）の結果、現行の第3期四條畷市子ども・子育て支援事業計画、第2期子ども・若者育成支援行動計画を踏まえ、現状分析、課題整理を行います。

また、本計画の策定にあたっては、保育所・こども園での園児からの意見聴取やなわてふれあい教室での小学生からの意見聴取を行うことにより、子ども・若者への意見聴取を、パブリックコメントの実施により、広く市民からの意見や子ども・若者・子育て当事者からの意見を求めます。

加えて、庁内関係課13課で構成する四條畷市子ども・子育て実務者会議において検討を行い、学識経験者、保護者、事業主の代表者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者などで構成する本会議に諮り、審議を行います。

次のページにお移りください。

また、四條畷市教育委員会定例会にて情報共有を行いながら検討を進めます。

計画策定のスケジュールは、4月に教育委員会定例会にて計画策定について報告、6月に現状分析・課題整理、7月に第1回実務者会議、第1回子ども・子育て会議、教育委員会定例会にて策定方針について報告、公立両園・なわてふれあい教室での意見聴取を行っております。

以降は、9月に骨子案、11月に素案を作成の上、実務者会議での検討、子ども・子育て会議での審議を行うとともに、大阪府への協議を行います。

12月から1月にかけては議会へ報告の上パブリックコメントを実施

し、2月にはその回答の公表、議会報告を行います。3月には第4回の実務者会議での検討、子ども・子育て会議での審議を経て計画策定を予定しております。説明は以上です。

小寺委員長 ただ今の事務局からの説明に関しまして、ご意見、ご質問等はございませんか。

柏原副委員長 ご説明ありがとうございました。

5 計画の策定体制の(2) 子ども・若者への意見聴取ということで、幼い園児からの意見聴取をしてくださるということでうれしく思いますし、小学生からの意見聴取もとてもありがたいと思いますが、子どもというのが結構広範囲に渡っており、中学生、高校生も子どもの対象年齢になると思いますが、今、中学生、高校生の居場所というものが問題になっていますが、中学生や高校生に対する意見聴取は計画の中に含まれていないのでしょうか。

こども政策課 今回、直接調査を行って中学生にお聞きするということはありませんが、昨年度に小中学生を対象に行った調査がございます。

青少年育成課 青少年育成課の神本です。岡本課長がおっしゃった調査ですが、昨年の7月に小中学生を対象に、総合計画、教育大綱、教育振興基本計画の改定にあたったアンケートを実施しているのですが、そちらについても参考にさせていただく予定です。

市林委員 市林です。今の質問の続きなのですが、子ども・若者への意見聴取の中で、小学生がなわてふれあい教室での小学生に限られているのは何か理由がありますか。

青少年育成課 青少年育成課の神本です。アンケートにつきましては小中学生については昨年7月の実施のものを聞いておりますので、さらに今、夏休みでふれあい教室の方で意見を聞かせていただいているところです。

それにあたってはふれあい教室の児童を中心にとということで、小・中学生としてはその2つのアンケート結果を反映させたいと思っております。

こども政策課 アンケートの方は割と幅広のものでしたが、今回はワークショップ的な形で意見を聴取させていただいております。

高橋委員 高橋です。こども園での園児からの意見聴取はどのような方法でされるのでしょうか。

こども政策課 今回につきましては、全園で実施というのは難しいかなというところがございましたので、公立の両園で5歳児クラスのお子さんに対して、お絵かきとお話という形で意見聴取をしているところです。

四條畷のまちのどんなところが好きかなとか、どういったものがあつたらいいかなというような話を聞きました。

森田委員

森田です。パブリックコメントの募集はこれからだと思いますが、以前資料や議会などで、パブリックコメントを募集して、返ってくるコメントの数がたくさんある事柄とそうでない事柄があると聞いたことがあります。私もコメントしてみようかなと思うところまでは進んだことがあるのですが、なかなか全部の資料を読んで、さらに何を答えるかとなると手を出せなかったのですが、今後パブリックコメントを募集するときに何か工夫されることなどを考えていらっしゃいましたら教えてください。

こども政策課

パブリックコメントについては基本的に広報やホームページ等での周知ということになるかなとは思いますが、一般的な計画と違って、今回については、概要版の他にも、子ども向けの概要版の方も作る予定でございますので、本体部分だけだとなかなかちょっと難しいかなという場合も、概要版などを参考にいただければ、中身の方もちょっと分かりやすく見ていただけるんじゃないかというふうに考えています。

柏原副委員長

今、パブリックコメントの話でしたが、摂津市でもよくパブリックコメントしていますが、積極的に市民がいろんな意見を出しても、それがどう反映されたかというのは分かりにくい。

本当に読んでくれてるのかなみたいな意見があるので、パブリックコメントを吸い上げて、それをきちっと考えてこういう結果になりましたというご報告をしていただけると、より市民も積極的に意見が言えるんじゃないかと思います。これは摂津市の反省点としていつも出ます。

中山委員

2点あります。

1点めが、多分少子化対策はこの計画に入ってくるかなと思いますが、共働き・共育での推進ぐらいしか引っかからないのかなと思います。子育て世帯への経済的負担の軽減は少子化にはあまり効果がないというのは政策レビューで出てきていますので、多分少子化という大きな課題に対してあまりこの計画の現状の課題では少し弱いかなと思います。いわゆる妊娠期のケアや支援がいるのかなと思います。

もう1点が、今保護者の方からすごくご相談があるのが、いじめなんです。いじめはなかなか学校の先生が関与されず、結局保護者・当事者間で話をしてくださいとなり、こじれて私の手元にも今年度だけで7件ぐらい話が来て、何件か介入して話をしたりしてるんですが、いじめの問題に対しては、多分教育振興基本計画というものに入ってるのかなと思います。見てみると、予防するので頑張りますぐらいで、現状通りでそこからバージョンアップするみたいな表現はなかったかなと思います。やはりいじめに関しては件数もかなりあるので、できればこの計画に入れていただけたらなと思います。いじめの件数が多いので、学校の先生方がすごく手が回ってないというところで関与されないケースが多く、こじれることがあります。教育の分野に入るからやりにくい部分もあるのかなと思うのですが、考慮していただけたらなと思います。

小寺委員長

こちらは要望ですか。

中山委員

要望です。

小寺委員長

それでは私の方から1点、6月に社会福祉法等の改正が行われました。その中で児童福祉法も対象になっておりますが、その児童福祉法の改正については、かなり具体的な案が出ていますが、そのあたりを計画の中でどのように位置付けていくかということに関しては、内部で議論されておられますでしょうか。

こども政策課

児童福祉法の改正も様々ありましたが、どのあたりの内容についてでしょうか。

小寺委員長

小規模保育所についてです。

こども政策課

満3歳以上限定小規模保育事業の件ですね。

具体的に計画の方に反映する予定というのは特に現在のところはございませんが、今後条例の改正の方はしていく必要があるのかなというところで考えています。

具体的にその事業を実施するかというところになりますと事業の実施予定の方は考えておりませんので、計画への反映の方までは現在は考えていないところです。

小寺委員長

他にご意見等ございませんか。

無いようですので、続きまして、案件2「保育施設等入所選考基準指数表の見直しについて」、事務局から説明をお願いします。

事務局

資料3-1に沿って説明いたします。また、資料3-2が現行の選考表、資料3-3が変更案ですので見比べながらお聞きいただけたらと思います。

こちらについて、令和9年度当初入所選考受付の時期と合わせ、令和8年11月（12月入所）選考からの変更を検討しています。

現在、同点の場合の優先順位において、「認可保育施設に在園していないこと」を優先順位の第4位として設定しています。これは、すでに他園で保育認定を受けて通園している児童よりも、在園していない児童を優先することを目的としています。

しかし、現行の運用では「認可保育施設に在園していない」という判断の対象が保育認定のみであり、教育認定を受けている、または新制度未移行幼稚園に在園する児童も、いずれの園にも在園していない児童と同様の扱いとなっています。

このため、いずれの園にも在園していない児童が優先されるよう、第5位に「認可保育施設（1号・新制度未移行幼稚園）に在園している」を、第6位に「認可保育施設（2・3号）に在園している」を追加します。

これにより今後は、同点の場合は「在園のない児童」「1号・新制度未移行幼稚園の在園児」「2・3号在園児」の順番に優先されることとなります。

説明は以上です。

小寺委員長 ただ今の事務局からの説明に関しまして、ご意見、ご質問等はございませんか。

中山委員 今回の改正と話が異なると思いますが、保育士等の優先順位の加点点というのがあるんですけれども、現状、市内の認可施設のみになってて、正直施設側からしますと、大東や寝屋川などの近隣から来られている人も非常に多いので、できれば近隣市とタッグを組んで、近隣市内で入園する場合にも加点点などしていただけると、保育士さんの復帰もスムーズにいくのかなと思います。

直近の園長会でも保育士さんが復帰できないのでプラスの受け入れができないみたいな事例が報告で上がってきています。寝屋川市さんは市外の保育施設でも行けたかなと思いますので、そこは結構受け入れに響きますので、範囲を広げていただけたらいいのかなと思います。

こども政策課 各市さんによって選考基準は様々です。ただ、おっしゃってくださっているように、保育士さんが復帰しないと職員体制に影響するということもございますので、他市の状況を確認したりそういったことを考えていただけないかという相談はできるかと思いますので参考にさせていただきます。

三宅委員 入所選考のことで、これも先ほどの話とはちょっとずれてくるかもしれませんが、寝屋川市さんが入所選考で園による保護者面接を取り入れたということで、これは多分あまりない取り組みかなと思います。

これに関しては、いろんなご意見があるみたいなので、四條畷市もそうした方がいいですよとかそういうことではないんですけども、何か園と保護者のマッチングみたいなのも重要なんじゃないかっていう意見があったんです。

隣接する寝屋川市さんの話なので、何か四條畷市の方でもそういうことを考えられたりしていますか。

こども政策課 現時点では選考基準での明確さというところで選考の方を行っておりますし、園さんもお子さん、保護者さんと面談をしていくとなると、その部分のご負担とかもかなりあるのかなと思いますので、今のところは考えてはいませんが、寝屋川市さんがどのような形でやってらっしゃるのかは確認しても良いかと思っています。

こちらの方でも珍しいケースなのかなと思っております。

小寺委員長 他にご意見等ございませんか。

無いようですので、続きまして、案件3「幼保連携型認定こども園星子幼稚園の利用定員設定について」、事務局から説明をお願いします。

事務局 令和8年8月1日開園に向けて、幼保連携型認定こども園星子幼稚園から確認申請書が出されています。

これは、施設型給付費による市の財政支援を受けるにあたっては、施

設の確認を市が行う必要があるためです。確認にあたっては、子ども・子育て支援法において、子ども・子育て会議において利用定員について意見聴取が必要とされています。

資料4の1ページをご覧ください。

教育・保育施設の区分ですが、幼保連携型認定こども園として申請されています。

次に2ページをご覧ください。

施設名称は幼保連携型認定こども園星子幼稚園です。施設の所在地は菟屋本町11番5号です。

次に、開園時間は1号認定が9時から14時で、2・3号認定が7時30分から18時30分です。

次に、認可・利用定員について、1号認定が15人、2号認定が42人、3号認定が28人です。内訳は、1号認定が、3、4、5歳児それぞれ5人ずつ、2号認定は3、4、5歳児がそれぞれ14人ずつです。3号認定は0歳児が6人、1歳児が10人、2歳児が12人の定員となっております。

次に施設設備についてです。認定こども園の面積基準は、0・1歳児が1人あたり3.3㎡、2～5歳児が1人あたり1.98㎡となっていますが、星子幼稚園は0・1歳児の乳児室が71.98㎡で1人あたりの面積が4.40㎡、2～5歳児の保育室が185.26㎡で1人あたり2.60㎡ありますので、いずれの室も基準を満たしています。

次に3ページをご覧ください。職員の配置状況については、保育教諭については、基準が最低8人のところ、12.4人分の配置がございしますので、こちらも基準を満たしていることを確認しています。

また、幼保連携型認定こども園を設置する際には、大阪府の認可を受けることが定められておりますが、その際に都道府県はあらかじめ幼保連携型認定こども園に関する審議会での意見聴取を行うことが必須とされています。審議会での意見聴取は6月25日に完了し、大阪府からの認可については7月末頃に受ける予定であることを確認しております。

説明は以上です。

小寺委員長

ただ今の事務局からの説明に関しまして、ご意見、ご質問等はございませんか。

市林委員

星子幼稚園さんは私がまだ子育てバリバリやってたころになくなっていった幼稚園さんですけど、以前はお母さん方がみんなで給食を作ったりとか、おじいちゃんの先生が富士登山に連れていったりとか、なかなかハードな幼稚園だったかなという記憶があるんですが、今度の幼稚園は一体どんな幼稚園になるんでしょうか。

事務局

具体的な保育の内容についてはこれから園の方で決めていくような流れになるのかなというところですが、給食については、給食調理の業務委託を行って、園内調理室において業者さんが調理するような形になっております。

市林委員

今回の園長先生は20年くらい前の園長先生と違う方ですか。聞いて

いいのか分かりませんが。

こども政策課 20年前にされていた方ではございません。

山田委員 私も星子幼稚園と近隣なので、以前の星子のお子さんは、ご存じの方もいるかもしれませんが、裸でマラソンというのが有名で、市内でもすごく有名な星子幼稚園というイメージがあります。
今度の園長さんは、マラソンは実施されるのですか。

こども政策課 今お聞きしている内容では、かなり珍しいプログラムとを感じるものはございません。
この今回の資料の4枚目、裏面に、その他の運営情報として施設の運営方針とか教育保育の内容特徴の方も挙げておられまして、一定こういった内容を進めていきたいという形では考えておられます。
園が色んな情報をHP、インスタグラムにも上げておられますので、もしご興味がおありでしたらその辺りも見ただけいたら安心いただけるのかなと思います。

山田委員 もちろん送迎バスというものはありますよね。幼稚園なので。今はまだ検討中ですか。

こども政策課 今回認定こども園として開園されるのですが、スタートについてはバスの方は予定はございません。おいおいバスの方も運営していこうかと考えておられるような状況です。

中山委員 園長会から1点、事業者個人として2点をお伺いしたいと思いますけど、まず園長会から、今回0、1、2、3、4、5歳保育認定の定員を設定することになりますが、現状7月の初日の時点で0歳児に関しては定員を割れているわけですね。
在園児が80人、20人が内定、合計100人認定が下りていて、あとは保留と待機入れても119人なので、現状割れている中でさらに定員を設定するというのが懸念として挙がっていました。
今後来年度以降、もし0歳が今年のベースより減った場合、当然0歳児の定員としては充足しなくなるのでそこに関しては定員の見直しを検討してほしいというのが園長会からの意見です。
次に事業者としてですが、おそらく審査のときに確認されていると思うのですが、まずこの学校法人星子学園さん自体の情報公開されていないかなと思います。
当然、事業報告書であるとか役員名簿などは徴収されているかなと思うのですが、園としては休止中であっても学校法人としては公開の義務があるのかなと思いますので、そこが気になっています。
次に上乗せ徴収ですが、入園準備金に35,000円、施設費で15,000円というのが入っていますが、この内容については確認されていますか。

事務局 内容というのは金額の具体的な内訳のことですか。

- 中山委員 徴収するには根拠がいりますよね。
入園準備金に関しては、国からの Q&A には明確に書いていませんが、施設費に関しては、平均的な水準を超えた施設を整備するのに必要な場合に徴収を検討すると書かれています。
この間、園を見に行かせていただいた中で、それに該当するのかなとクエスチョンでしたので、物価の高騰で費用が必要とかでもいいと思うので、何か根拠が必要だと思います。
国の方でもここに関してはすごくトラブルが多いので、明確に根拠つけてくださいよとなっていますので、聞かれたほうがいいのかと思います。
何となく 50,000 円くださいというのはなかなかトラブルのもとになりますので、というのはひとつ気になってます。
- 小寺委員長 これについては回答は必要でしょうか。
- 中山委員 入園されたときにいくらか昔のルールを使っているところは旧の幼稚園では多いですが、認定こども園となると公定価格で許されないところもありますので、確認していただければと思います。
また、徴収してからトラブルになってから返金するとなると大変なので、まだどなたからも徴収していないかと思っていますので、確認された方がいいと思います。
- 小寺委員長 それではよろしくお願いいたします。
- 柏原副委員長 私はこの幼稚園の現状知らないのですが、お話を伺った中で、特別支援教育とか障がい児教育がありってということで、これは障がいを持った子どもたちと一緒に包摂して、やっていこうという保育の形と理解していいのでしょうか。
- こども政策課 民間園も含めて全園共生保育ということで、障がいのあるお子さんも含めて教育・保育を行っています。
- 小寺委員長 他にご意見等ございませんか。
無いようですので、続きまして、案件 4「乳児等通園支援事業（こどもだれでも通園制度）の認可・確認について」、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律において、乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度が創設され、令和 8 年度から新たな通園給付制度として全国で実施されています。本市においては、4 月から岡部保育所、忍ヶ丘あおぞらこども園で、7 月からは忍ヶ丘いるかこども園で実施されています。
こども誰でも通園制度の実施にあたっては、市町村において認可・確認を行う必要があります。関係法令等とともに、認可については、「四條畷市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」、確認につい

ては、「四條畷市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準」に適合しているかの審査を行います。また、子ども・子育て会議等において意見を聴取することとなっています。

まず、資料５－１をご覧ください。

こども誰でも通園制度は事業類型が、一般型・余裕活用型の２つに分けられます。一般型は通常の保育とは別で定員を設けるのに対し、余裕活用型は施設の利用児童が定員に達しない場合に、定員の範囲内で実施するものです。

一般型の認可基準は、表のとおりとなっており、現在実施している３園においては、一般型となっております。

余裕活用型は、通常の保育の定員に達していない範囲で実施する性質上、通常の保育の施設の認可基準を満たしていることが制度の認可基準となります。

受入れ方法はどちらも、利用者と曜日、時間を固定する「定期利用」とそれぞれを固定しない「柔軟利用」があります。

次に資料５－２をご覧ください。

今回は星子幼稚園から申請が出されています。

事業類型は余裕活用型で、利用方法は定期利用です。

利用料は１時間３００円で、利用定員は概ね各年齢３人ずつ程度です。こちらは利用定員の空き枠を活用しますので、空き状況により変動します。

提供時間は９時から１１時３０分の間での実施です。

主な認可基準の適否についてですが、安全計画の策定、食事の提供設備、内部規定策定について適合、職員の配置基準についても、０歳児２名以上のところ３名、１・２歳児４名以上のところ６名、設備基準についても０歳児 19.8 m²以上のところ 30.25 m²、１・２歳児 56.76 m²以上のところ 72.89 m²で適合しています。

主な確認基準につきましても、利用定員設定、運営規程策定について適合していることを確認しています。

説明は以上です。

小寺委員長 ただ今の事務局からの説明に関しまして、ご意見、ご質問等はございませんか。

中山委員 素朴な疑問ですが、いつからスタートされるのですか。

こども政策課 一応８月１日開園をめざしておられますので、今日ご意見の方も聴取させていただいて、問題なければ早速決裁の方をとらせていただきたいという形で考えております。

中山委員 認定こども園の園長として１つお伝えするとしたら、８月１日開園で８月１日に誰通をやるというのは無理があるかなと思います。園として体制がとれてない中で日替わりでいろんなお子さんが来る体制をとるとするのがかなり無理があるのかなと思います。

認可取られるのは結構かなと思いますが、まず少し様子を見られた方がいいのではないですか。既存の園でも、誰でも通園制度を実施するの

に相当用意して、リスク取ってしなければならないことなので、8月1日はちょっと無理があると思いますよ。

こども政策課 余裕活用型というところですので、本来、通常の保育のお子さんが入っているところなんですけれども、今回新たな園というところで空き枠があるのではないかとこのところを踏まえて、空き枠を活用して実施できればという形で余裕活用型とされております。

保育の方はですね、通常1日というところになりますけれども、こども誰でも通園制度については2時間半だけというところで、少しだけ、お試して、園に通うことをやってみるっていうような事業となっております。

もちろん心配していただいているように、安全面については、十分配慮していただきながら実施していただくこととは思っています。

ただ、実際の申し込みが、どうなるかというところですので、実際は8月1日に開園してもすぐに8月1日にお子さんがいるかというのはまた別の問題かなと思っています。

市林委員 資料5-2の教育・保育在籍児童数が全部0ということは、8月1日から入園を予定されている方の人数も全部0人ということですか。

こども政策課 これはあくまで在籍児童数ですので、園が開園していないので、在籍児童も申請を出された時点ではいっしょにないというところがございます。

市林委員 ということは、8月1日から開園はするけれども、まだ通うお子さんがいっしょにどうかは分かってなくて、保育士さんとか幼稚園の先生は確保されているのですか。

こども政策課 お子さんがいらないに関わらず、職員の必要な人数はそろえていただいている状態です。また、実際には申込はございましたので、一定数は入られる予定となっております。

山田委員 ちょっとお聞きしたいんですけど、新しい建物ができて、こういう設備ができてこういうふうに整っています、何歳から何歳までお預かりをします。

今直接聞かせていただいて分かりましたが、周りの方は中身が分からないので、一般の方や、周りの方の見学とかはされないのですか。

新しくできたものを見せていただくということは考えておられないのですか。

こども政策課 園の見学会もすでに実施されております。

柏原副委員長 先ほど園の先生が言われたように8月1日開園で、誰でも通園というのは読めないっていうのを、摂津市でも聞いていて、保護者との対応や、毎日通っている子どもさんではないというのもあって、これから入所してくる子どもたちのことをまず第一に考えて、幼保連携型認定こ

も園を進めていくなれば、子どもはそこで生活してるので、安全な保育に対する慎重さや子どもに対する丁寧さは必要かなというのは感じたので付け加えて言わせていただきます。

こども政策課

あくまで認可日が8月1日で、8月1日から事業としては実施可能ですよという状況になるというところですので、実際はそこから申し込みがあって、実際に保護者さんとお子さんと面談していただいて、事前面談の中でそのお子さんの状況などをお伺いし、把握した上で実施していただくという流れになりますので、安全面には十分気をつけて実施していただきます。

河原委員

河原です。少し付け足しでお聞きしたいのですが、4月から公立のこども園などで、もう誰でも通園制度はされているということで、どれぐらい需要があって、来られている方のご意見や園での様子などを少しだけ教えていただければと思います。

忍ヶ丘あおぞら
こども園

公立園ですが、忍ヶ丘あおぞらこども園では1クールめが9名、今は2クールめになっており15名、岡部保育所では1クールめが6名、2クールめについては今確認しておりますのでお待ちください。

また、定員には満たないですが、今後周知をしながら多くの方に利用していただければと思っています。

保護者さんからの声ですが、普段家庭では経験できない砂遊びや、今の時期でしたら水遊びなどを存分にできることがいい経験になっているとうことと、同年齢の子どもたちと触れ合うことができることが子どもたちも楽しみにしているし、お母さんたちもその時間はリフレッシュできるということで大変好評価をいただいています。

岡部保育所は2クールめが9名となっております。

中山委員

やっぱりちょっと8月に認可を下ろすということは、お墨付きをあげるということなので、認可日をせめて9月とかにしたらどうですか。

やはり無理があると思います。おっしゃる通り、制度上問題もないしルール上問題もないというところですが、それ以外の事情を勘案する必要がありますよね。

なので、8月で認可してすぐは利用者が来ないだろうというのはその通りですが、やはり認可を下ろすということは、その施設がちゃんとできますよということを審査して認可を下ろすという行為なので、そこまで急ぐ意味もないのかなと思います。

それだったら9月とか10月で少し準備期間ということで、この場でそれについて決めてしまっ、市の方で9月なら9月と言え、9月からの開始で申し込みにも十分期間を取れるわけなので、実務的にはそんなに問題がないのかなと思うんですが、何か絶対8月1日に認可を下ろさなければならない理由はあるんでしょうか。

こども政策課

今回につきましては、あくまで利用状況の空き枠を活用するものになりますので、認可が遅くなればその分空き枠が埋まってしまっ、実際に事業ができなくなるという恐れはあるかなとは思っています。

ただ、8月1日じゃないと絶対いけないのかと言われると、それは絶対ということではないです。今回は申請をいただいて、基準上問題なく、こちらとしては一定園の方も見学させていただいた上で問題ないであろうという判断をしているところで、開園日に合わせて事業のスタートも8月1日で良いのではないかと考えております。

三宅委員 在園児さんはある程度把握というか、いろんな特性とかをお持ちのお子さんもいらっしゃるので、職員数は満たしているということなので、安全面はクリアはされていると思いますが、中山先生がおっしゃることも、そのご心配も理解はできますが、もう決まっているので今更変えるのはできないのではないのですか。

中山委員 ここでノーと言えば認可は下りないですが、それでいいのですか。

三宅委員 あとは、定員の空き状況で始まるということなので、そもそも定員を満たしていたら受入れはないですね。

中山委員 通常定員内で人が増えたらそれはいいのではないですか。

こども政策課 実際には、かなり4歳児5歳児さんクラスに大きく空きが出ている状態ですので、職員数についてはかなり対応が可能な状態にもあるかなとは思いますが。

小寺委員長 ということで、8月1日からということによろしいですか。

こども政策課 今回いただいたご意見につきましては、星子幼稚園さんの方にはしっかりお伝えさせていただいて、不安に感じられているところをしっかりと払拭できるように対応していただくようにこちらからも強く申し上げたいと思います。

小寺委員長 いろいろ不安な点が意見として出てきましたが、市としては再度開始日が変わるということはないですね。
8月1日からということでもいいですか。

こども政策課 こちらとしましては、8月1日からでどうでしょうかというところで考えています。

小寺委員長 それでは、こども誰でも通園制度についてはこの内容で進めていただければと思います。
続きまして、案件5「その他」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 子ども・子育て会議委員の報酬についてお知らせいたします。
令和8年4月1日に「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例」の改正に伴い、子ども・子育て会議委員に係る報酬額が改定されました。

このため、各委員500円金額が上がっていますのでご報告いたします。

次に、次回子ども・子育て会議の日程についてお知らせさせていただきます。

今年度はこども計画策定のため4回の開催を予定しております。第2回は、9月28日（月）午後2時から、場所は本日と同じ、本館委員会室を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

小寺委員長

ただ今の事務局からの説明に関しまして、ご意見、ご質問等はございませんか。

特に無いようですので、これをもちまして、「令和8年度第1回四條畷市子ども・子育て会議」を閉会いたしたいと思います。

ありがとうございました。

<閉会>